

幸せ色のハンカチで観光誘致

キハダ染めハンカチ作り

幸せを運ぶと言われる「黄色いハンカチ」。町観光協会特産振興委員会（小谷澄男委員長）では、町内で採れたキハダで染めた黄色いハンカチを、金持神社を訪れる観光客向けに販売することになり、そのハンカチ作りが12月27日と28日、町公民館で行われました。

ハンカチを作ったのは、下榎の「生活の知恵グループ」の5人の女性たち。恩田記子さん（下榎）の指導で、白いハンカチをキハダの樹皮を煮出した液で染めた後アイロンをかけ、袋詰めまでを手作業で行いました。

2日間で仕上がったハンカチは300枚。すで



キハダ染めには7つの工程が必要



素朴な色合いのハンカチ



1枚1枚でいねいにアイロンかけ

に出来上がった物とあわせ、合計1000枚が、年末年始に金持神社の参拝客などに販売されました。

恩田さんは、「趣味のグループで寄り合って、いろんな話題を話しながら作業することが楽しい。みんなで助け合い『お互いさま』の心でこれからも作っていききたい」と話しました。

向かいあって真剣勝負

新春・囲碁将棋大会

年の始めに囲碁・将棋で親睦を図ろうと、1月8日、新春囲碁・将棋大会が老人憩の家（下榎）で開かれました。

大会には18人が参加、囲碁と将棋それぞれのグループに分かれて勝敗を競い合いました。

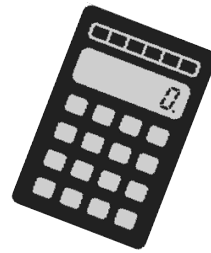
■大会結果（優勝者のみ掲載）

囲碁の部	Aグループ 優勝 西村敏昭さん（下榎）
	Bグループ 優勝 遠藤基一さん（根雨）
将棋の部	優勝 谷口祥待さん（下榎）



じっくり考えて次の一手を

確定申告



■所得税、住民税の申告は2月16日～3月15日まで

■昨年と変わったところや申告の日程など、くわしくは「広報ひのおしらせ版 1月5日号」をご覧ください。

本紙15ページの「くらしのカレンダー」にも2月分の日程を掲載しています。

■お問合せは 役場住民課（電話 72-0333）まで

期間中に正しい申告を

平成17年中に所得があった人はすべて申告が必要です。この申告に基づき平成18年度の町県民税、国民健康保険税、介護保険料などの算定をします。

国民健康保険の被保険者は所得がなくても必ず申告してください。申告をしていない場合は、保険税の減額対象者でも減額が受けられなくなることがあります。

また、申告がないと所得証明などの証明書が発行できなくなりますので必ず申告してください。

H Pで申告書をカンタン作成、プリントアウト。
www.nta.go.jp
確定申告 3月15日(水)まで 3月31日(金)まで
■国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>
ホームページ内の「確定申告書作成コーナー」で、申告書などが簡単に作成できます。

■申告に必要なもの 申告には次のものがが必要です。必ずご持参ください。

- ①印かん
- ②税務署から申告書が送付されている人はその申告書と、事業所得などがある人は同封の収支内訳書
※昨年まで申告書に同封されていた決算書チェック表、収支内訳書チェック表は廃止されました。
- ③農業所得がある人は、収支内訳書と内容がわかる書類
(町作成の収支内訳書は、役場住民課または黒坂支所にありますのでご利用ください)
- ④給与、年金などがある人は源泉徴収票
- ⑤医療費控除を受ける人は、17年中に支払った医療費の領収書と、保険などで補てんされる金額の明細書
- ⑥社会保険料控除がある人は、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(はがき)
- ⑦生命保険料控除、損害保険料控除がある人は、支払った保険料の証明書
- ⑧住宅取得等特別控除を受ける人は、登記簿謄本、住民票抄本、工事請負契約書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ⑨公共事業で土地や家屋の買収があった人は、買取証明書
- ⑩山林、土地の譲渡があった人は、売買契約書
- ⑪還付申告の場合には、還付金の振込先の口座番号がわかるもの(本人名義の口座に限る)